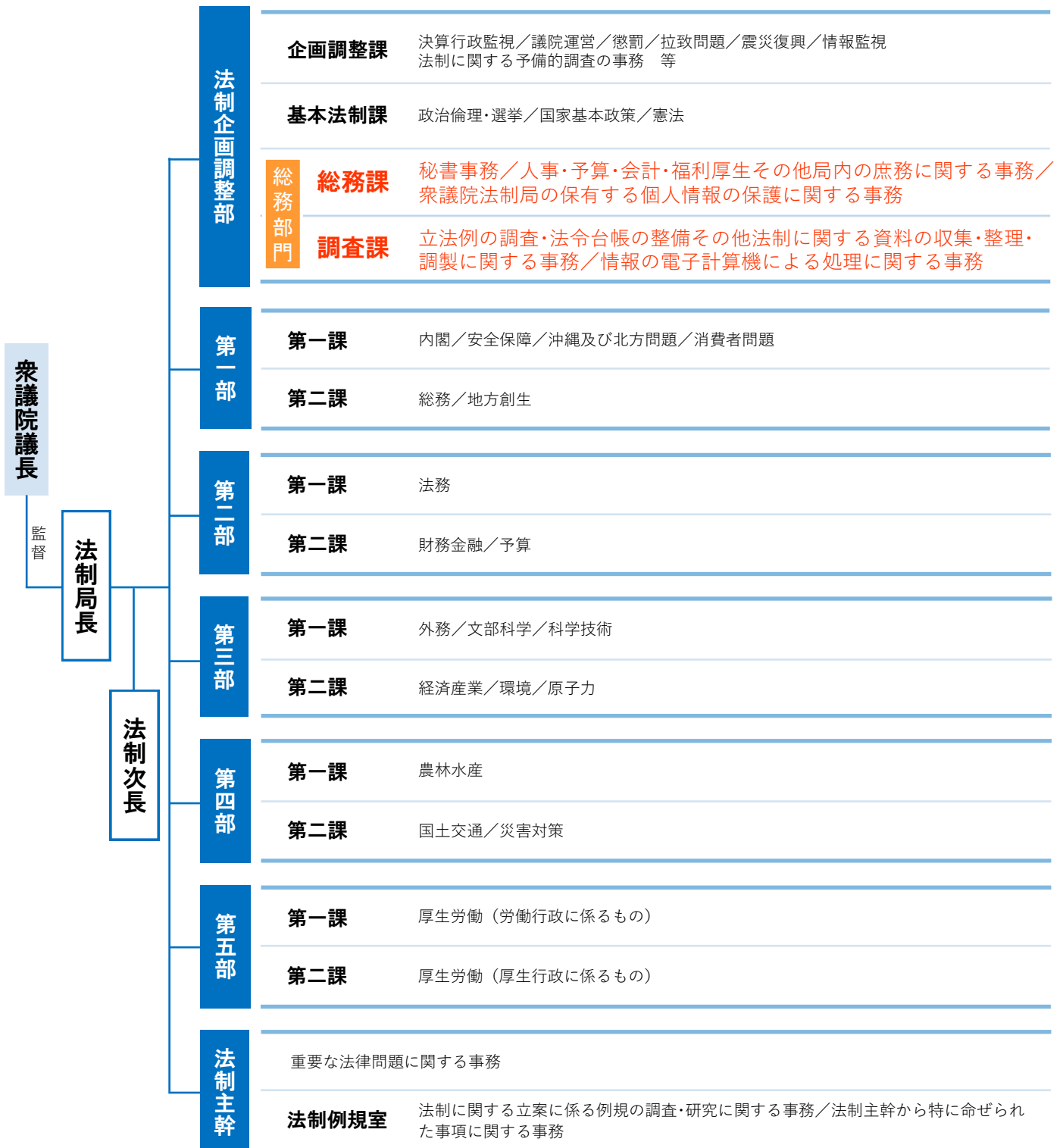


# 衆議院法制局の機構図

衆議院法制局は、議員立法の立案を担う「立案部門」と、組織を支える「総務部門」から構成されています。定員は86名です。

一般職として採用された職員は、主に総務部門である総務課・調査課の事務に従事することになります。



## 議員立法で制定された主な法律（衆議院議員提出、平成以降）

- ・ AV出演被害防止・救済法(令和4年)
- ・ こども基本法(令和4年)
- ・ わいせつ教員対策法(令和3年)
- ・ 労働者協同組合法(令和2年)
- ・ 愛玩動物看護師法(令和元年)
- ・ 成年後見制度利用促進法(平成28年)
- ・ 公認心理師法(平成27年)
- ・ 国土強靱化基本法(平成25年)
- ・ 東日本大震災復興基本法(平成23年)
- ・ 宇宙基本法(平成20年)
- ・ 憲法改正国民投票法(平成19年)
- ・ 犯罪被害者等基本法(平成16年)
- ・ あっせん利得処罰法(平成12年)
- ・ 児童虐待防止法(平成12年)
- ・ 国家公務員倫理法(平成11年)
- ・ PFI法(平成11年)
- ・ NPO法(平成10年)
- ・ 臓器移植法(平成9年)
- ・ 国会議員資産公開法(平成4年)

※名称は一部通称